

協議案件（3） 地域公共交通確保維持改善事業計画変更申請について

1 協議内容

- ①令和7年度第1回豊田市公共交通会議（令和7年6月18日開催）で協議した地域公共交通計画（地域間幹線系統、地域内フィーダー系統）について、おいでんバス及び地域バスの運行内容に変更が生じることから、変更認定申請を行う。
- ②改定後の豊田市地域公共交通計画を、令和8年度の「地域公共交通確保維持改善事業」（補助対象期間：令和7年10月～令和8年9月）に紐づく計画として、変更認定申請を行う。

2 変更理由

- ①令和8年4月1日より、地域バス（稻武地域バス、藤岡地域バス）の運行の見直しが行われ、計画運行回数に変更が生じたため。
また、令和8年4月1日より豊田市バス停西口集約によるバス停移設が行われることに伴い、運行計画の見直しを行い、以下おいでんバス路線のキロ程、運行回数等に変更が生じたため。
 - ・小原・豊田線
 - ・藤岡・豊田線（西中山経由）
 - ・旭・豊田線
 - ・下山・豊田線
 - ・さなげ・足助線

②地域公共交通確保維持改善事業を実施するにあたり、地域公共交通計画と連動させる必要があるが、現行の豊田市地域公共交通計画の計画期間が、令和4年10月から令和8年3月であり、令和8年度の地域公共交通確保維持改善事業の補助対象期間に6か月満たない期間がある。そのため、改定後の豊田市地域公共交通計画（計画期間：令和8年4月から令和8年3月）を、このタイミングで補助事業に紐づく計画として、位置付けし直す必要があるため。

3 提出書類

【地域内フィーダー系統】

- (1) 地域公共交通計画変更認定申請書（様式第1－2）
- (2) 令和8年度地域内フィーダー系統補助申請書類

【地域間幹線系統】

- (1) 地域公共交通計画変更認定申請書（様式第1－2）
 - (2) 令和8年度地域間幹線系統補助申請書類
- ※運行事業者である名鉄バス株式会社、豊栄交通株式会社の財務関係の情報が多岐に渡り記載されていることから、本会議では添付を一部省略します。

4 今後の手続

本会議での承認後、豊田市から、中部運輸局愛知運輸支局へ上記書類を提出します。

5 変更について

第1回会議（6月）において、令和8年度運行計画について協議し、申請を行った。その後、申請内容について、豊田市地域公共交通計画の改定および次の路線の運行内容に変更が生じたため、計画変更の協議を行う。

<該当路線>

- ・小原・豊田線
- ・藤岡・豊田線（西中山経由）
- ・旭・豊田線
- ・下山・豊田線
- ・さなげ・足助線
- ・稻武地域バス デマンド運行
- ・藤岡地域バス 西市野々線



6 変更箇所

【地域内フィーダー系統】

路線名	変更内容	変更前	変更後	変更時期
稻武地域バス ※1 デマンド運行	運行回数の変更 (月・水・金・他登校日→月～土)	237回	276回	令和8年4月1日
藤岡地域バス ※2 西市野々線①	系統の新設、運行回数の変更 (西市野々線① →西市野々線①'、西市野々線①")	①238回	①118回 ①'60回 ①"60回	令和8年4月1日

【地域間幹線系統】

路線名	変更内容	変更時期
小原・豊田線 ※1	豊田市バス停西口集約に伴うキロ程変更	令和8年4月1日
藤岡・豊田線 ※1 (西中山経由)	豊田市バス停西口集約に伴うキロ程変更	令和8年4月1日
旭・豊田線 ※1	豊田市バス停西口集約に伴うキロ程変更	令和8年4月1日
下山・豊田線 ※1	豊田市バス停西口集約に伴うキロ程変更	令和8年4月1日
さなげ・足助線 ※1	ダイヤ改正に伴う補助対象系統の運行回数の変更	令和8年4月1日

※1 第3回公共交通会議（令和7年12月22日）にて協議済み

※2 第4回公共交通会議（令和8年2月6日）にて協議

様式第1-2（日本産業規格A列4番）

豊交政発第 号
令和8年月日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 豊田市
住所 豊田市西町3丁目60番地
代表者氏名 豊田市公共交通会議 会長 鈴木 学

地域公共交通計画変更認定申請書

令和7年9月26日付け第64号の45で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和8年4月1日

○ 変更箇所

- 表1 運行系統、計画運行日数、計画運行回数
- 地域公共交通計画及び別紙

○ 変更理由

令和8年4月1日からの稻武地域デマンドバスの運行及び藤岡地域バスの運行に変更が生じたため。

併せて、現行の豊田市地域公共交通計画の計画期間（令和4年10月から令和8年3月末まで）の満了に伴い、新たに策定した令和8年4月1日施行の改定後の豊田市地域公共交通計画を本計画事業に連動する計画として位置付けし直すため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
豊田市	豊栄交通	(1) 稲武地域バス	一	稻武地域	一	往 km 復 km	276日	276回		区域運行	(2)(1) ③ 藤岡・豊田線／ 西中山経由 (飯野・後田) 小原・豊田線 (飯野・後田) 藤岡・豊田線／ 加納経由 (藤岡支所・飯野)	福武・足助線 (福武・どんぐりの湯 前など)	
	豊栄交通	(2) 藤岡地域バス (三箇線①)	大平	上渡合北	後田	往 23.4km 復 km	364日	301回					
	豊栄交通	(3) 藤岡地域バス (三箇線②)	大平	上渡合北	メグリア 藤岡店	往 24.6km 復 24.4km	364日	1092回					
	豊栄交通	(4) 藤岡地域バス (三箇線③)	西中山	上渡合北	大平	往 22.9km 復 km	364日	182回					
	豊栄交通	(5) 藤岡地域バス (西市野々線①)	西市野々 生活改善 センター	西市野々 北一色	後田	往 21.7km 復 km	118日	118回					
	豊栄交通	(5) 藤岡地域バス (西市野々線①)	西市野々 生活改善 センター	西市野々 北一色	後田	往 21.7km 復 km	120日	60回					
	豊栄交通	(5) 藤岡地域バス (西市野々線①)	石畠ふれ あい広場	西市野々 北一色	後田	往 18.6km 復 km	120日	60回					
	豊栄交通	(6) 藤岡地域バス (西市野々線②)	メグリア 藤岡店	北一色	西市野々 生活改善 センター	往 km 復 22.3km	364日	609回					
	豊栄交通	(7) 藤岡地域バス (西市野々線③)	西市野々 生活改善 センター	西市野々 北一色	メグリア 藤岡店	往 22.9km 復 km	364日	609回					
	豊栄交通	(8) 藤岡地域バス (西市野々線④)	西中山	北一色	西市野々 生活改善 センター	往 km 復 20.8km	238日	119回					
	豊栄交通	(9) 藤岡地域バス (西市野々線⑤)	西市野々 生活改善 センター	西市野々 北一色	加茂丘 高校前	往 13.7km 復 km	238日	119回					

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

稻武地域バス概要書（～3月）

1 種 別	地域バス	
2 地域バス名	稻武地域バス（どんぐりバス）	
3 内 容	稻武地域における区域運行	
4 運行経路 の 概 要	稻武地域全域（旭地域田津原地区含む）	
5 運行時間帯	午前6時～午後5時	
6 運 行 日	月・水・金曜日 ※小中学校の開校日は月曜日から金曜日運行 ※8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休	
7 バス停数	稻武地区内 130箇所 内旭地区田津原町 2箇所	
8 料金体系	地域バス料金体系 1乗車200円	
9 運行事業者	事業者名： 豊栄交通株式会社 住 所：豊田市深田町1丁目126番地の1 電話：74-1110	
10 市の関与	運行負担金	
11 運行車両 (席数は目安)	10人乗りワゴン車：1台(9座席)	
12 接続する 公共交通等	鉄 道	
	基幹バス	・稻武・足助線（武節宮前～どんぐりの湯前）
	地域バス等	・稻武地域バス（根羽線、押山線） ・設楽町営バス（稻武～どんぐりの湯前） ・西部コミュニティバス（根羽） ・恵那市自主運行バス 上矢作線
	パークアンド ライド駐車場	・稻武支所（稻武） ・どんぐりの湯（どんぐりの湯前）

稻武地域バス概要書（4月～）

1 種 別	地域バス	
2 地域バス名	稻武地域バス（どんぐりバス）	
3 内 容	稻武地域における区域運行	
4 運行経路 の 概 要	稻武地域全域（旭地域田津原地区含む）	
5 運行時間帯	午前6時～午後5時	
6 運 行 日	月・火・水・木・金・土曜日 ※8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休	
7 バス停数	稻武地区内 133箇所 内旭地区田津原町 2箇所	
8 料金体系	地域バス料金体系 1乗車200円	
9 運行事業者	事業者名： 豊栄交通株式会社 住 所：豊田市深田町1丁目126番地の1 電話：74-1110	
10 市の関与	運行負担金	
11 運行車両 (席数は目安)	10人乗りワゴン車：1台(9座席)	
12 接続する 公共交通等	鉄 道	
	基幹バス	・稻武・足助線（武節宮前～どんぐりの湯前）
	地域バス等	・稻武地域バス（根羽線、押山線） ・設楽町営バス（稻武～どんぐりの湯前） ・西部コミュニティバス（根羽） ・恵那市自主運行バス 上矢作線
	パークアンド ライド駐車場	・稻武支所（稻武） ・どんぐりの湯（どんぐりの湯前）

番 号
令和8年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 豊田市
住 所 豊田市西町3丁目60番地
代表者氏名 豊田市公共交通会議 会長 鈴木 学

地域公共交通計画変更認定申請書

令和7年9月26日付け第64号の45で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和8年4月1日

○ 変更箇所

- ・表1
- ・表2
- ・様式1－5
- ・地域公共交通計画及び別紙

○ 変更理由

令和8年4月1日より豊田市バス停が西口集約されることに伴い、バス停移設とダイヤの見直しが行われ、キロ程及び運行回数に変更が生じたため。

併せて、現行の豊田市地域公共交通計画の計画期間（令和4年10月から令和8年3月末まで）の満了に伴い、新たに策定した令和8年4月1日施行の改定後の豊田市地域公共交通計画を本計画事業に連動する計画として位置付けし直すため。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和8年2月6日

(協議会名称) 豊田市公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
基幹交通と地域内交通の位置付け			
機能・役割	主な利用	運行区間	具体例
鉄道	大量・長距離輸送に適しており、主要拠点を結ぶ重要な幹線ネットワークを担う	主に通勤・通学の移動需要に対応する	■名古屋鉄道線 ■愛知環状鉄道線 ■愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）
			■ <u>おいでんバス</u> ■名鉄バス
			■地域バス（デマンド交通を含む。） → <u>高岡地域バス</u> を始め10地域 ■地域タクシー
豊田市地域公共交通計画では、市の公共交通として基幹交通・地域内交通を位置付けている。地域間幹線系統の対象となるバス路線については、通勤や通学での利用が多く、旧町村を含む市内外の拠点間を結び運行するおいでんバス及び高岡地域バスが対象である。			

【幹線系統（基幹バス及び高岡地域バス路線②）】			
国の支援制度である地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。			
路線名	概要	目的	必要性
旭・豊田線	名古屋鉄道豊田市駅（以下、豊田市駅という）から中心市街地を経由し、豊田市北東部の旭地区までを結ぶ	旭地区住民の生活交通確保	通勤・通学者の生活交通として
小原・豊田線	豊田市駅から藤岡地区を経由し、豊田市北部の小原地区を結ぶ	小原地区及び藤岡地区住民の生活交通確保	・通勤・通学者の生活交通として ・観光利用（小原四季桜まつり）
藤岡・豊田線（西中山経由）	豊田市駅から中心市街地を経由し、豊田市北部の藤岡地区までを結ぶ	藤岡地区住民の生活交通確保	通勤・通学者の生活交通として
藤岡・豊田線（加納経由）	豊田市駅から地域医療センターやこども発達センター・けやきワーカーなどを経由し、豊田市北部の藤岡地区までを結ぶ	藤岡地区住民の生活交通確保	医療機関や福祉施設などの施設利用者の移動手段として
下山・豊田線	豊田市駅から中心市街地を経由し、豊田市東部の下山地区までを結ぶ	下山地区住民の生活交通確保	通勤・通学者の生活交通として
さなげ・足助線	浄水駅と豊田厚生病院のある浄水地区から猿投地区を経由し、足助地区を結ぶ	浄水地区、猿投地区、足助地区住民の生活交通確保	・通学・通勤や通院者の移動手段として ・観光利用（香嵐渓）
高岡ふれあいバス（②路線）	上丘町から名古屋鉄道知立駅を運行	高岡地区住民の生活交通確保	通学・通勤や通院、買い物等の日常生活における移動手段として
【地域内フィーダー系統】			
豊田市は、市町村合併により広大な市域に都市部や中山間部が広がり、市民生活の移動手段として自動車が大きな役割を担っている。しかし、これからの超高齢社会や地球環境問題などを考慮すると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系にしていかなければならない。			
路線名	概要	目的	必要性
稻武地域バス	稻武地区内での運行	地域内での移動及び基幹バスへの乗り継ぎによる稻武地区住民の生活交通確保	通院、買い物等の日常生活における移動手段として
藤岡地域バス	藤岡地区内での運行	地域内での移動及び基幹バスへの乗り継ぎによる藤岡地区住民の生活交通確保	通学、通院、買い物等の日常生活における移動手段として

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果				
(1) 事業の目標				
■評価指標 I 1日あたりの公共交通利用者数 豊田市地域公共交通計画（令和7年度まで）（豊田市地域公共交通計画 P 61 参照）				
豊田市地域公共交通計画 (令和4年10月～令和8年3月)				
指標名	令和元年度 (令和2年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	
1日あたりの公共交通利用者数	9.4万人/日	6.1万人/日	7.7万人/日	
豊田市地域公共交通計画（令和8年度から）				
指標名		現状値 (令和6年度)	中間目標 (令和12年度)	
豊田市地域公共交通計画 (令和8年4月～令和18年3月)	1日あたりの公共交通利用者数	8.2万人/日	8.7万人/日	
※公共交通利用者数は、鉄道・基幹バス・地域バス・地域タクシー・一般乗用タクシーを合計し算出します。なお、目標値は今後の社会情勢に応じて、隨時見直しを行う予定です。				
基幹バス及び高岡地域バス路線②については、豊田市地域公共交通計画を踏まえ、これまでの利用状況をとらえながら、収支改善率1%を目標とする。地域内フィーダー路線については、各地域の人口減少が今後続くことが想定されるため、現状維持を目標とする。				
	7年度(見込)	8年度	9年度	10年度
旭・豊田線	85,971	91,698	97,451	103,204
小原・豊田線	167,894	173,208	178,543	183,877
藤岡・豊田線 (西中山経由)	105,365	107,793	110,236	112,679
藤岡・豊田線 (加納経由)	100,687	103,576	106,465	109,354
下山・豊田線	158,718	161,620	164,521	167,423
さなげ・足助線	179,576	184,992	190,408	195,823
高岡ふれあい②路線	104,355	108,162	111,970	115,777
稻武地域バス	4,000	4,000	4,000	4,000
藤岡地域バス	24,000	24,000	24,000	24,000
(2) 事業の効果				
路線維持により、沿線地区において以下の事業効果を得ることができる。				
旭・豊田線	生活交通・通学・通勤手段の確保			
小原・豊田線	生活交通・通学・通勤手段の確保及び観光客の移動手段の確保			
藤岡・豊田線(西中山経由)	生活交通・通学・通勤手段の確保			
藤岡・豊田線(加納経由)	生活交通・通学・通勤手段の確保及び医療・福祉施設利用者の移動手段の確保			
下山・豊田線	生活交通・通学・通勤手段の確保			
さなげ・足助線	生活交通・通学・通勤手段の確保及び観光客の移動手段の確保			
高岡ふれあい②路線	通学・通勤手段の確保及び高齢者の外出促進・地域活性化			
稻武地域バス	高齢者等の移動手段確保及び外出機会の増加・地域活性化			
藤岡地域バス	利用者のターゲットを絞った移動手段の確保			

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体																			
【総合的な取組】																			
①高校生向けバス通学定期補助を行う。 ②高齢者向け定期券「おでかけバス70」の周知を行う。 ③豊田市バスマップ及び市ホームページ等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。 ④Google マップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。（全て豊田市）																			
【路線別の取組】																			
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>旭・豊田線</td><td>当該路線を利用して最寄りのやなへ出かけた利用者に、飲み物のサービス実施（豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合）</td></tr> <tr> <td>小原・豊田線</td><td>小原四季桜まつりの観光PR（豊田市・運行事業者・小原観光協会）</td></tr> <tr> <td>藤岡・豊田線 (西中山経由)</td><td>当該路線を利用して通学する高校生（加茂丘高校、猿投農林高校）へ対し、通学定期補助をPR</td></tr> <tr> <td>藤岡・豊田線(加納経由)</td><td>地域医療センター・こども発達センター・けやきワークス等沿線施設と連携した利用促進策を実施（豊田市・運行事業者・各沿線施設）</td></tr> <tr> <td>下山・豊田線</td><td>当該路線を利用して通学する高校生（豊田東高校、松平高校）へ対し、通学定期補助をPR</td></tr> <tr> <td>さなげ・足助線</td><td>①当該路線を利用して最寄りのやなへ出かけた利用者に、飲み物のサービス実施（豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合） ②香嵐渓の観光PR（豊田市・運行事業者・足助観光協会）</td></tr> <tr> <td>高岡ふれあい②路線</td><td>①地域協力金による通学定期券、高齢者・免許返納者への回数券購入費の補助 ②地域内のイベントにPRブースを出展し、地域住民への関心の醸成を図る ③地域の小・中学生を対象に体験乗車会を実施し、次世代利用者の確保を図る（全て豊田市、ふれあいバス運営協議会、高岡ふれあいバス運行共同企業体）</td></tr> <tr> <td>稻武地域バス</td><td>①各自治区や地元企業等への利用状況説明及び利用促進PRを実施 ②デマンドバス運行体系の改善 ③イベント開催時にどんぐりバスブースを設置し、利用促進PRを実施 ④バス乗車促進PRの実施 ⑤稻武地区内の路線バス時刻表を作成及び配布（全て稻武地域生活交通利用促進委員会）</td></tr> <tr> <td>藤岡地域バス</td><td>①地域住民や自治区、地域会議、運行事業者等からの意見徴取 ②御作小学校の全児童と小中学校の支援学級児童生徒及び引率の教員を対象にバス回数券の交付を行い、校外学習等での利用を促進 ③地域のイベントでぬり絵体験を実施し、地域バスに関心を持ってもらうためのPR活動を実施 ④車内広告掲載による利用促進の啓発活動（全て藤岡地域バス運営協議会）</td></tr> </tbody> </table>		旭・豊田線	当該路線を利用して最寄りのやなへ出かけた利用者に、飲み物のサービス実施（豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合）	小原・豊田線	小原四季桜まつりの観光PR（豊田市・運行事業者・小原観光協会）	藤岡・豊田線 (西中山経由)	当該路線を利用して通学する高校生（加茂丘高校、猿投農林高校）へ対し、通学定期補助をPR	藤岡・豊田線(加納経由)	地域医療センター・こども発達センター・けやきワークス等沿線施設と連携した利用促進策を実施（豊田市・運行事業者・各沿線施設）	下山・豊田線	当該路線を利用して通学する高校生（豊田東高校、松平高校）へ対し、通学定期補助をPR	さなげ・足助線	①当該路線を利用して最寄りのやなへ出かけた利用者に、飲み物のサービス実施（豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合） ②香嵐渓の観光PR（豊田市・運行事業者・足助観光協会）	高岡ふれあい②路線	①地域協力金による通学定期券、高齢者・免許返納者への回数券購入費の補助 ②地域内のイベントにPRブースを出展し、地域住民への関心の醸成を図る ③地域の小・中学生を対象に体験乗車会を実施し、次世代利用者の確保を図る（全て豊田市、ふれあいバス運営協議会、高岡ふれあいバス運行共同企業体）	稻武地域バス	①各自治区や地元企業等への利用状況説明及び利用促進PRを実施 ②デマンドバス運行体系の改善 ③イベント開催時にどんぐりバスブースを設置し、利用促進PRを実施 ④バス乗車促進PRの実施 ⑤稻武地区内の路線バス時刻表を作成及び配布（全て稻武地域生活交通利用促進委員会）	藤岡地域バス	①地域住民や自治区、地域会議、運行事業者等からの意見徴取 ②御作小学校の全児童と小中学校の支援学級児童生徒及び引率の教員を対象にバス回数券の交付を行い、校外学習等での利用を促進 ③地域のイベントでぬり絵体験を実施し、地域バスに関心を持ってもらうためのPR活動を実施 ④車内広告掲載による利用促進の啓発活動（全て藤岡地域バス運営協議会）
旭・豊田線	当該路線を利用して最寄りのやなへ出かけた利用者に、飲み物のサービス実施（豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合）																		
小原・豊田線	小原四季桜まつりの観光PR（豊田市・運行事業者・小原観光協会）																		
藤岡・豊田線 (西中山経由)	当該路線を利用して通学する高校生（加茂丘高校、猿投農林高校）へ対し、通学定期補助をPR																		
藤岡・豊田線(加納経由)	地域医療センター・こども発達センター・けやきワークス等沿線施設と連携した利用促進策を実施（豊田市・運行事業者・各沿線施設）																		
下山・豊田線	当該路線を利用して通学する高校生（豊田東高校、松平高校）へ対し、通学定期補助をPR																		
さなげ・足助線	①当該路線を利用して最寄りのやなへ出かけた利用者に、飲み物のサービス実施（豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合） ②香嵐渓の観光PR（豊田市・運行事業者・足助観光協会）																		
高岡ふれあい②路線	①地域協力金による通学定期券、高齢者・免許返納者への回数券購入費の補助 ②地域内のイベントにPRブースを出展し、地域住民への関心の醸成を図る ③地域の小・中学生を対象に体験乗車会を実施し、次世代利用者の確保を図る（全て豊田市、ふれあいバス運営協議会、高岡ふれあいバス運行共同企業体）																		
稻武地域バス	①各自治区や地元企業等への利用状況説明及び利用促進PRを実施 ②デマンドバス運行体系の改善 ③イベント開催時にどんぐりバスブースを設置し、利用促進PRを実施 ④バス乗車促進PRの実施 ⑤稻武地区内の路線バス時刻表を作成及び配布（全て稻武地域生活交通利用促進委員会）																		
藤岡地域バス	①地域住民や自治区、地域会議、運行事業者等からの意見徴取 ②御作小学校の全児童と小中学校の支援学級児童生徒及び引率の教員を対象にバス回数券の交付を行い、校外学習等での利用を促進 ③地域のイベントでぬり絵体験を実施し、地域バスに関心を持ってもらうためのPR活動を実施 ④車内広告掲載による利用促進の啓発活動（全て藤岡地域バス運営協議会）																		

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 表1を添付									
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、豊田市から運行事業者への運行負担金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。									
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法									
<table border="1"> <tr> <td>とよおいでんバス 6路線</td><td>・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・利用者アンケートを実施。</td></tr> <tr> <td>高岡ふれあい②路線</td><td>・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・地域住民へのアンケート調査の実施。 ・地域住民や運営協議会との共働による協議・意見交換の場の設置。</td></tr> <tr> <td>稻武地域バス</td><td>稻武地域生活交通利用促進委員会で、利用者数や収支について数値指標によるモニタリング・評価を実施する</td></tr> <tr> <td>藤岡地域バス</td><td>藤岡地域バス運営協議会で、利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。</td></tr> </table>		とよおいでんバス 6路線	・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・利用者アンケートを実施。	高岡ふれあい②路線	・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・地域住民へのアンケート調査の実施。 ・地域住民や運営協議会との共働による協議・意見交換の場の設置。	稻武地域バス	稻武地域生活交通利用促進委員会で、利用者数や収支について数値指標によるモニタリング・評価を実施する	藤岡地域バス	藤岡地域バス運営協議会で、利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。
とよおいでんバス 6路線	・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・利用者アンケートを実施。								
高岡ふれあい②路線	・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・地域住民へのアンケート調査の実施。 ・地域住民や運営協議会との共働による協議・意見交換の場の設置。								
稻武地域バス	稻武地域生活交通利用促進委員会で、利用者数や収支について数値指標によるモニタリング・評価を実施する								
藤岡地域バス	藤岡地域バス運営協議会で、利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。								
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 該当なし									
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 該当なし									
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 別紙1のとおり									
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 表5を添付									

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 公有民営方式車両購入に要する補助 ・おいでんバス小原・豊田線の代替予定車両は代替予定時に車齢16年目を迎える。走行距離についても、代替時期には80万キロ前半に達することが予測される。 →今後、消耗品等の交換及び修繕等が頻発することが予想され、代替車両とすることでその経費が軽減される。また、運行の安全性を確保する上でも代替が必要である。 ※バス事業者が購入するとした場合の取得費用概算 3,638万円 (内訳) 車両本体価格: 2,651万円 登録諸費用: 987万円(取得税、消費税、事務手数料等) →豊田市よりバス事業者に無償貸与されるため車両導入コストが全額削減	
(2) 車両減価償却費等に要する補助 ・おいでんバスさなげ・足助線の代替予定車両は代替予定時に車齢10年目を迎え、走行距離も50万キロを超える。 →故障が頻発し運行に支障が生じていることから、運行の安全性を確保するために新規車両を導入する必要がある。	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標 新型車両導入により、小原・豊田線及びさなげ・足助線の運行を維持し、地域住民に不可欠な移動手段を確保する。	
(2) 事業の効果 新型車両導入により小原・豊田線及びさなげ・足助線の運行を維持し、地域住民に不可欠な移動手段を確保するとともに、老朽化した車両を更新することで地域住民の安心・安全な移動を確保することができる。	
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 表6、表7、表8、表9を添付	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 代替予定車両は走行距離が多くなっており、今後修繕や消耗品交換の頻度が増すことが予測されるため、代替により経費削減と運行の安全性確保が期待される。小原・豊田線及びさなげ・足助線の車両は観光目的にも利用されているため、新型車両を導入する際に積極的にPRを実施することで、観光客を含む利用者の増加を見込む。	

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
豊田市公共交通会議の開催状況と協議事項（過去5年分を記載）
【地域間幹線系統（とよたおいでんバス・高岡地域バス）】
令和 6年6月17日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意
令和 7年3月7日 地域公共交通確保維持事業及び計画別紙について変更
令和 7年6月18日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意
令和 8年2月6日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認
【稻武地域バス】
令和 2年6月23日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和 3年6月25日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和 4年6月27日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和 5年6月19日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和 6年6月17日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意
令和 7年6月18日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意
令和 8年2月6日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意
【藤岡地域バス】
令和 2年6月23日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

令和 2年12月（書面） 地域バス路線のバス停変更と改編について協議	
令和 3年6月25日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意	
令和 4年6月27日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意	
令和 5年6月19日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意	
令和 6年6月17日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意	
令和 7年6月18日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について合意	
令和 8年2月6日 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認	
19. 利用者等の意見の反映状況	
とよたおいでんバス 6路線	令和6年4月1日に改善基準告示の改正に伴う大規模なダイヤ改正を行った。これまでに電話やメール等でいただいた問い合わせや要望内容を運行事業者と協議・調整し、改正ダイヤに反映させた。また、各路線沿いの学校や病院などの沿線施設に事前説明に伺い、施設利用者の意見や要望を聞き取りし、ダイヤ等への反映を行った。
高岡ふれあい②路線	・令和5年度に「前林地域全世帯アンケート」及び「名鉄土橋駅延伸にかかる実証事業」を実施し、令和6年度に「名鉄土橋駅延伸も踏まえた路線改編等の検討」を実施した。 ・令和6年10月からは、高齢者・免許返納者の外出支援策として高齢者専用回数券購入に対する補助を実施した。
稻武地域バス	令和6年度に稻武地域生活交通利用促進委員会を4回開催。地域利用者の意見・要望等を聞き、バス停を設置した。
藤岡地域バス	令和6年度は、全国的な運転手不足の状況を踏まえ、デマンド型運行への切替は中止し、定時定路線型運行の継続と、より効率的なダイヤの見直しのために意見集約を実施した。
20. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県交通対策課
関係市区町村	愛知県豊田市交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	豊栄交通株式会社、名鉄バス株式会社、愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所足助支所
地方運輸局	国土交通省中部地方整備局
その他協議会が必要と認める者	愛知県タクシー協会、愛知県警察豊田警察署、足助警察署 ほか
【本計画に関する担当者・連絡先】	
(住 所)	豊田市西町3丁目60番地
(所 属)	豊田市役所交通政策課
(氏 名)	目崎、長谷川
(電 話)	0565-34-6603
(e-mail)	koutsu@city.toyota.aichi.jp